

立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項で規定する間接補助金を立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金として交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）及び立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第28項に規定する介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業を行う事業所をいう。
- (2) 省エネ型機器 エネルギーの使用の合理化に資する機器等として第4条に規定するものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内の介護事業所を運営し、交付申請をする日の属する年度の2月末日までに省エネ型機器の購入設置を予定する事業者。ただし、市場流通状況等の理由により、省エネ型機器の購入設置が当該年度の2月末日までにできない場合は、この限りではない。
- (2) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象機器等)

第4条 補助金の交付対象となる省エネ型機器（以下「補助対象機器」という。）

及び補助対象機器の要件は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象機器は、未使用品のみとする。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表2に定めるとおりとし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額するものとする。ただし、第7条に規定する申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 その他、町長が補助対象経費として適当でないと認める費用については、対象外とする。

（設置場所）

第5条 補助対象機器の設置場所は、介護事業所の施設内とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表3に定める額とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入又は工事着工前に、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 同一の申請者が所在の異なる介護事業所について交付を受けようとする場合は、各々の事業所ごとに前項に定める申請書を提出しなければならない。

3 第1項に定める申請書の提出期限は、交付申請をする日の属する年度の1月末日までとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、立山町介護事

業所省エネ型機器切替支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定後の工事等の変更）

第9条 前条による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、事業の中止又は変更を行おうとするときは、速やかに、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（1）事業費の20パーセント以内の減額となる変更をすること。

（2）事業目的及び事業能率に直接関係がない事業の細部の変更をすること。

2 町長は、前項に定める変更交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により当該交付決定者に対して通知するものとする。

3 第3条第1号ただし書に定める場合で、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、第1項の規定により速やかに変更申請するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業完了の日（購入日又は施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日）の翌日から起算して1か月を経過する日又は交付申請をした日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項の完了報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合にあつては、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告し、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定する場合にあつては、当該税額の確定後、速やかに規則第14条第3項に定める消費税等仕入控除税額確定報告書を提出することにより町長に報告しなければならない。

3 交付決定者は、第9条第3項に定める変更申請をし、同条第2項に定める町長の承認を受けた場合は、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金年度終了報告書（様式第6号）を当該補助金等の交付決定に係る会計年度の

翌年度の4月30日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、提出書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定し、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、第11条の規定による補助金の額の確定後、交付決定者からの立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金請求書(様式第8号)に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 交付決定者は、第12条の規定に関わらず、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金概算払請求書(様式第9号)を提出し、交付決定額の8割を上限として概算払を町長に請求することができる。

2 町長は、前項の規定による概算払請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者に対する返還請求は、立山町介護事業所省エネ型機器切替支援事業補助金返還請求書(様式第11号)により行うものとする。

3 第1項の規定による返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金額を町長

が定める期限までに返還しなければならない。

(協力)

第 16 条 町長は、補助対象機器を設置した者に対し、必要に応じてデータ等の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 8 条の規定による交付決定を受けている者に係る第 9 条から第 16 条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 8 条の規定による交付決定を受けている者に係る第 9 条から第 16 条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表 1（第 4 条関係） 補助対象機器

名称	要件
高効率照明機器	次に掲げる要件を全て満たすこと。 1 調光制御機能を有する LED 照明機器であること。 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
高効率空調機器	次に掲げる要件を全て満たすこと。 1 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30 パーセント以上省 CO2 効果が得られるもの 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
高効率給湯機器	次に掲げる要件を全て満たすこと。 1 従来の給湯機器等に対して 30 パーセント以上省 CO2 効果が得られるもの 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。

別表 2（第 4 条関係） 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	（間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう（必要最小限の範囲とすること）。
	機械器具		事業を行うために直接必要な建築用

	費		、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等にかかる調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。

別表 3（第 6 条関係） 補助金の額

名称	補助金の額
高効率照明機器	補助対象経費に 1/2 を乗じた額。ただし、300 千円を上限とする。
高効率空調機器	補助対象経費に 1/2 を乗じた額。ただし、2,800 千円を上限とする。
高効率給湯機器	補助対象経費に 1/2 を乗じた額。ただし、1,500 千円を上限とする。